

～東庄町農業者緊急支援給付金のお知らせ～

町では、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた農家の皆さまで持続化給付金（減少率50%以上が対象要件）の対象とならない方の事業継続を支援するため、要件を満たす方へ給付金を支給します。

給付の対象要件

※次の①から③のいずれも該当する方

- ①令和2年1月から8月までの期間で、任意の1か月の売上が前年の同じ月の売上と比べ**30%から50%未満の範囲**で減少している方
- ②令和元年分の収入がわかる確定申告または住民税申告をしている方で農業による事業収入のある方（法人も含みます。）
※上記の比較が困難な場合でも対象となる場合があります。「申請要領」にてご確認ください。
- ③引き続き農業を営んでいく意思のある方

※「持続化給付金」及び「東庄町中小企業緊急支援給付金」を受給した方は対象外となります。

給付金の額

減少率	給付金の額
30%から40%未満 減少した方	5万円
40%から50%未満 減少した方	10万円

申請に必要な手続きは裏面をご覧ください。

給付金の申請に必要な書類等

- ① 東庄町農業者緊急支援給付金交付申請書兼請求書
- ② 誓約書

※①と②の書類は役場まちづくり課農政係、JA かとり東庄経済センター窓口で入手または町のホームページからダウンロードしてください。

- ③ 令和元年分の確定申告書の写しまたは住民税申告書の写し

※青色申告者は所得税青色申告書決算書の写し

※法人の場合は、申請の対象とする月の属する事業年度の確定申告書別表一の写し

- ④ 申請の対象となる月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳簿など）
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
- ⑦ 印かん（窓口での申請の場合）

申請期間

令和2年6月15日(月)から令和2年9月30日(水)までとなります。

受付時間：8時30分から17時15分（土日祝日を除く）

申請方法

郵送または持参により下記の窓口へ提出してください。

申請 ・ お問い合わせ窓口

〒289-0692 東庄町笹川い4713番地131
東庄町役場まちづくり課農政係（役場1階 8番窓口）
電話番号 0478-86-6076